資料

(資産課税)

平成22年度税制改正大綱(抄)

平成21年12月22日 閣議決定

第3章 各主要課題の改革の方向性

5. 資産課税

(1) 相続税・贈与税

相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等は行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。

今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。

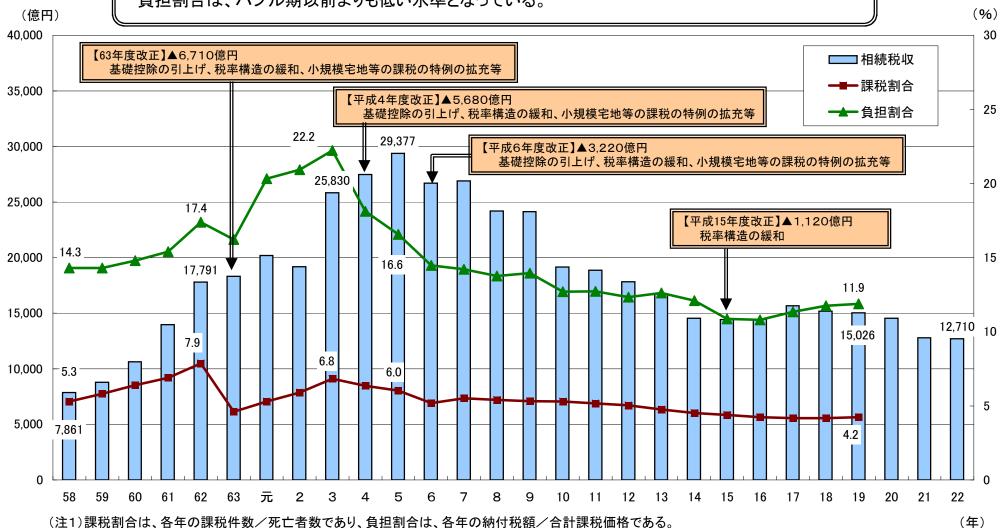
その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な 承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平 性に配慮すべきです。

さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの 視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。

また、法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点からの見直しを引き続き行っていきます。

最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移

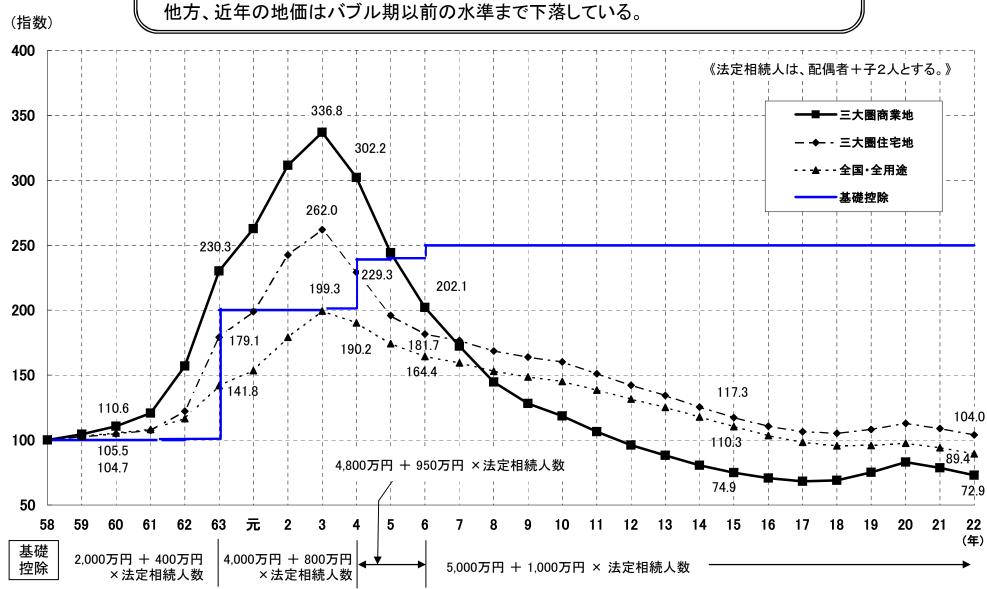
バブル期以後は、課税割合、負担割合及び相続税収とも減少傾向にあり、特に、課税割合及び 負担割合は、バブル期以前よりも低い水準となっている。



- (注1)課税割合は、各年の課税件数/死亡者数であり、負担割合は、各年の納付税額/合計課税価格である。
- (注2)相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成21年度は補正後予算額、平成22年度は予算額)。
- (注3)減収額は改正時の改正減収見込額(平年度)による。なお、土地の評価額の適正化を考慮した平成4年度の改正減収見込額は、▲390億円である。

地価公示価格指数と基礎控除 (58年=100)の推移

現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰に伴い引き上げられてきたもの。他方、近年の地価はバブル期以前の水準まで下落している。



小規模宅地等の課税の特例の推移

小規模宅地等の課税の特例は、被相続人の事業又は居住の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額するもの。

制度創設以降、地価の高騰や事業の継続等に配慮して、累次にわたり、減額割合・適用対象面積を引き上げ。

	区 分		分	昭和58年~	昭和63年~	平成4年~	平成6年~	平成11年~	平成13年~	平成22年4月~
		浦苑割 合	事業継続	40%	60%	70%	80%			
車4	美用宅地	減額割合	事業非継続				50%		(廃止)	
丁 月 	5 用七地(適用対象	事業継続			2 0 0 m²	330 m ² 200		4 0 0 m ²	
		面積	事業非継続			200111			0 m ²	(廃止)
	不動産質付	減額割合	事業規模	40%	60%	70%	50%			50%
			それ以外	40%	0%	0%		5 0 %		(<u>事業継続のみ</u>)
		適用対象面積				2 0	0 m [‡]			200㎡ (<u>事業継続のみ</u>)
		计标型人	居住継続	0.00/	F 0 0/	0.00/	8 0 %			
	+田今歩	減額割合	額割合	50% 60%	50%		(廃止)			
店1: 	注用宅地	週 適用対象	居住継続						2 4	0 m ²
		面積	居住非継続			2 0 0 m ²			200 m ²	(廃止)

⁽注1) 事業継続、居住継続とは、相続税の申告期限(相続開始後10ヶ月)まで事業又は居住を継続する場合をいう。

⁽注2) 平成19年の適用件数は、事業継続に係る事業用宅地が3,570件、その他の事業用宅地・不動産貸付が9,503件、居住継続に係る居住用宅地が29,648件、その他の居住用宅地が5,208件。なお、重複適用を除いた実件数は41,572件(相続税の課税件数46,820件)である。

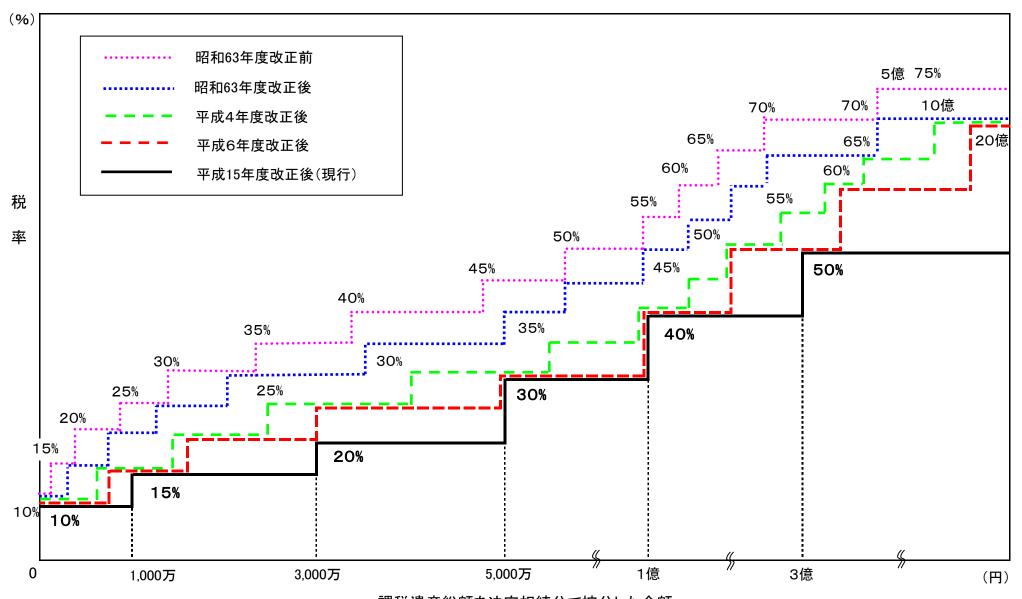
最近における相続税の税率構造の推移▮

税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われている。

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造(イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%)	5億円超 (最高税率 70%)	10億円超 (最高税率 70%)	2 <u>0億円超</u> (最高税率 70%)	3億円超 (最高税率 50%) 6段階
基礎控除	2,000万円 十 400万円 × 法定相続人数 (3,200万円)	4,000万円 十 800万円 × 法定相続人数 (6,400万円)	4,800万円 十 950万円× _{法定相続人数} (7,650万円)	5,000万円 十 1,000万円 × 法定相続人数 (8,000万円)	同 左

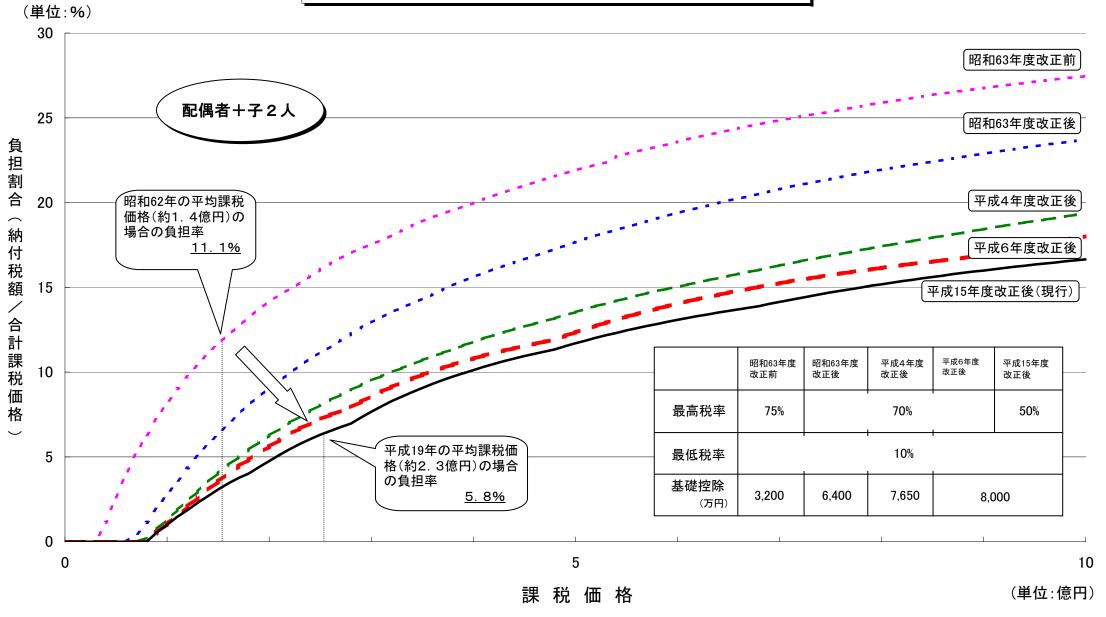
(注) 基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例:配偶者+子2人)の場合の額である。

最近における相続税の税率構造の推移(詳細)



課税遺産総額を法定相続分で按分した金額

税制改正に伴う相続税の負担割合の推移



相続税負担の推移(東京都区部のケース)

商業地 の場合 所在地 : 千代田区外神田三丁目

相続財産:事業用土地200㎡(平成21年:3億2,400万円)

その他財産1億円

〔昭和58年〕

〔平成3年〕

〔 平成21年〕

相続財産に占める割合

相続税額 :

2,419 万円

□□□□□ (約 **8** 倍) 1億8,918 万円

(約 32分の1)

592 万円

<u>1.4%程度</u>

路線価:

68 万円/㎡

(約 14 倍)

932 万円/㎡

(約6分の1)

162 万円/㎡

住宅地 の場合 所在地 : 世田谷区成城六丁目

相続財産:住宅用土地200㎡(平成21年:1億2,600万円)

その他財産1億円

[昭和58年]

〔平成3年〕

〔 平成21年〕

相続財産に占める割合

相続税額 :

1.453 万円

(約 2 倍)

2,830 万円

(約 11分の1)

264 万円

1.2%程度

路線 価

25 万円/㎡

(約6倍)

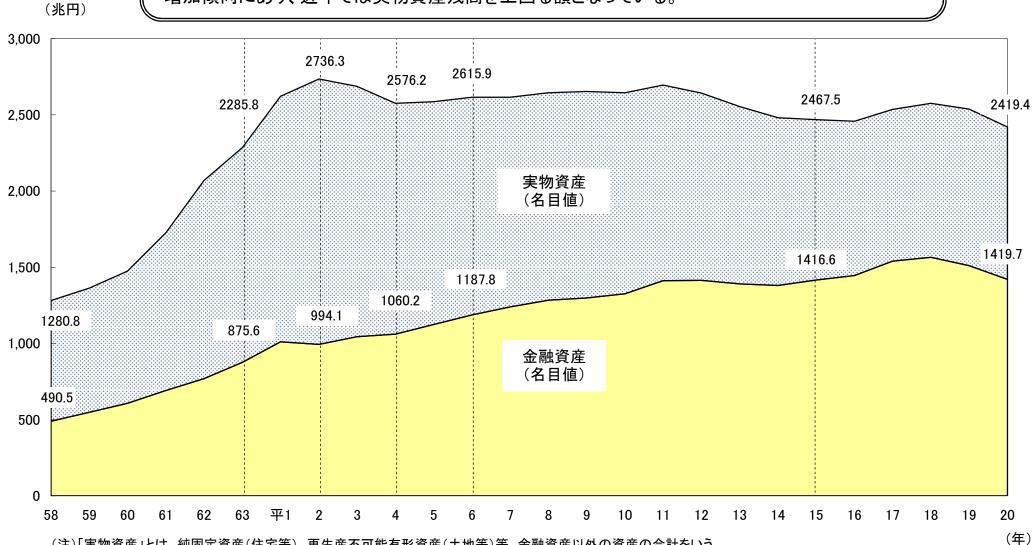
152 万円/㎡

63 万円/㎡

(注) 商業地・住宅地とも、相続人は配偶者と子2人で、法定相続分により相続したものとして相続税額を計算。

家計資産残高の推移

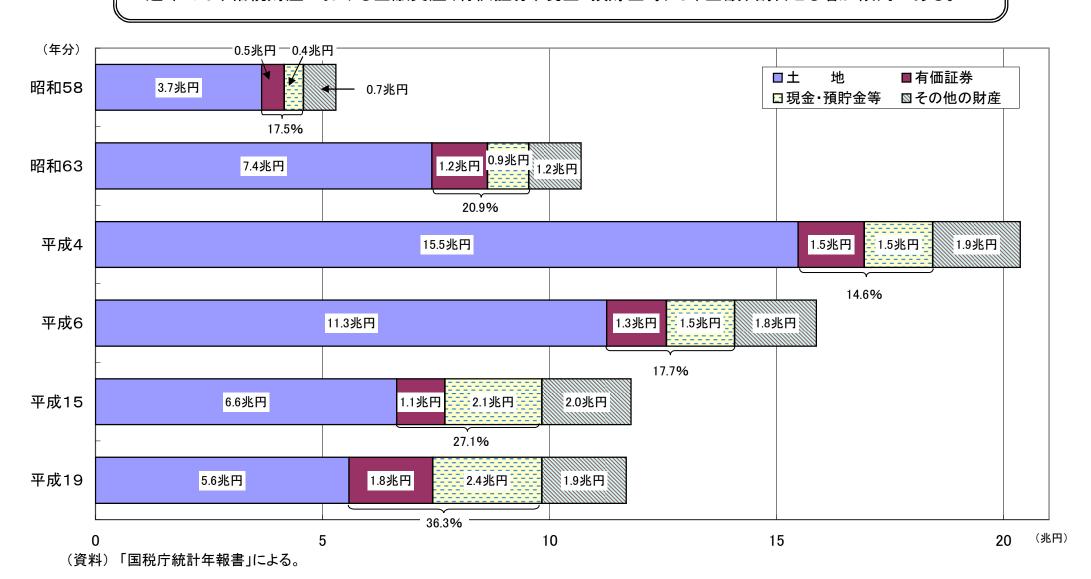
家計資産残高は、バブル期以後おおむね横ばいとなっているが、金融資産残高については 増加傾向にあり、近年では実物資産残高を上回る額となっている。



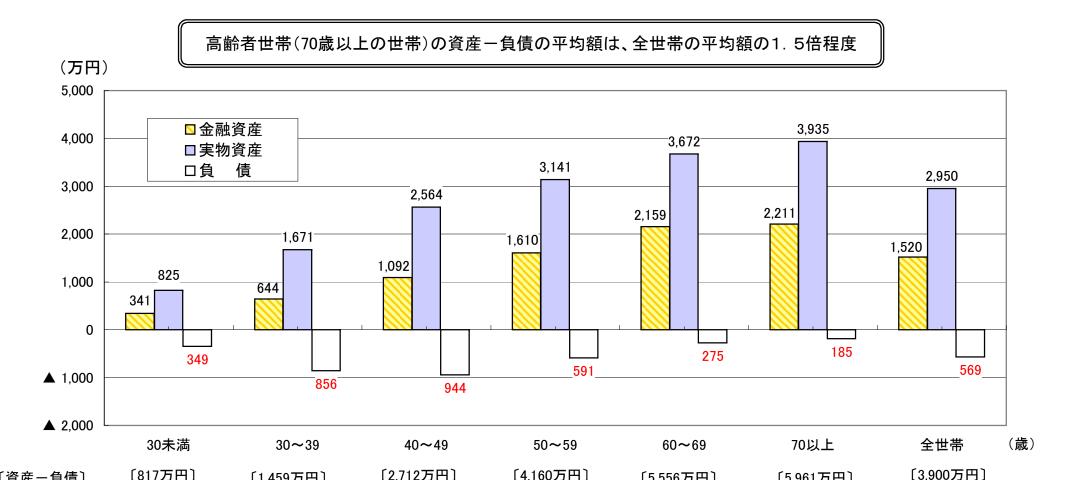
(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。 (資料)「国民経済計算年報」 (93SNAによる。)

相続財産種類別の財産価額の推移

近年では、相続財産における金融資産(有価証券、現金・預貯金等)は、金額、割合とも増加傾向にある。



世帯主の年齢階級別資産残高



[5.556万円]

[5.961万円]

1. 総務省「全国消費実態調査(平成16年)」(2人以上の世帯)により作成。

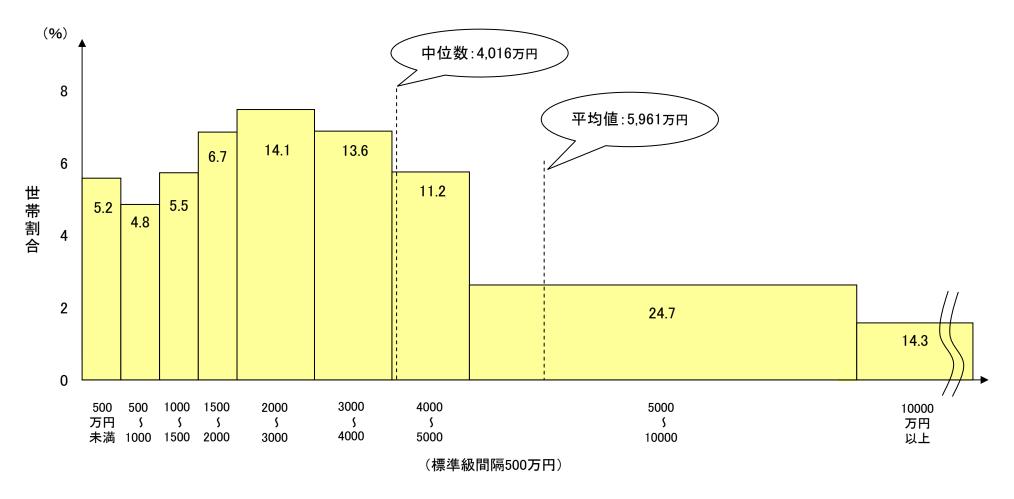
「資産ー負債」

2. 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの金融資産(貯蓄現在高)、実物資産、負債(負債現在高)。

[1.459万円]

- 3. 「金融資産」は、貯蓄現在高(負債現在高控除前)。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・ 投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。
- 4. 「実物資産」は、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権等の資産の合計。
- 5. 「負債」は、郵便局、銀行、生命保険会社、住宅金融公庫等の金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金および月賦・年賦の 残高などの金融機関外からの借入金の合計。

高齢者世帯の家計資産額階級別世帯分布



- (注)1. 総務省「全国消費実態調査(平成16年)」(二人以上の世帯)より作成。 2. 世帯主年齢が70歳以上の世帯の計数による。 3. 「家計資産額」は、純資産額(資産ー負債)による。

相続税の概要

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時における時価を課税 価格として課される税。

1. 基礎控除・税率

率:10%から50%までの累進税率(6段階) 基礎控除: 5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数

2. 課税状況(平成19年分)

申告件数:46,820 件

課税割合: 4.2% 負担割合: 11.9%

納付税額: 1.3 兆円

(注)課税割合とは、年間課税件数/年間死亡者数であり、負担割合とは、納付税額/合計課税価格である。

3. 相続財産の内訳(平成 19 年分)

土地

5.6 兆円 (47.8%)

有価証券 1.8 兆円(15.8%)

現金・預貯金等 2.4 兆円 (20.5%)

その他の財産 1.9 兆円(15.9%)

(家屋・構築物、生命保険金等)

合計

11.7 兆円

(参考) 債務控除額:1.2兆円

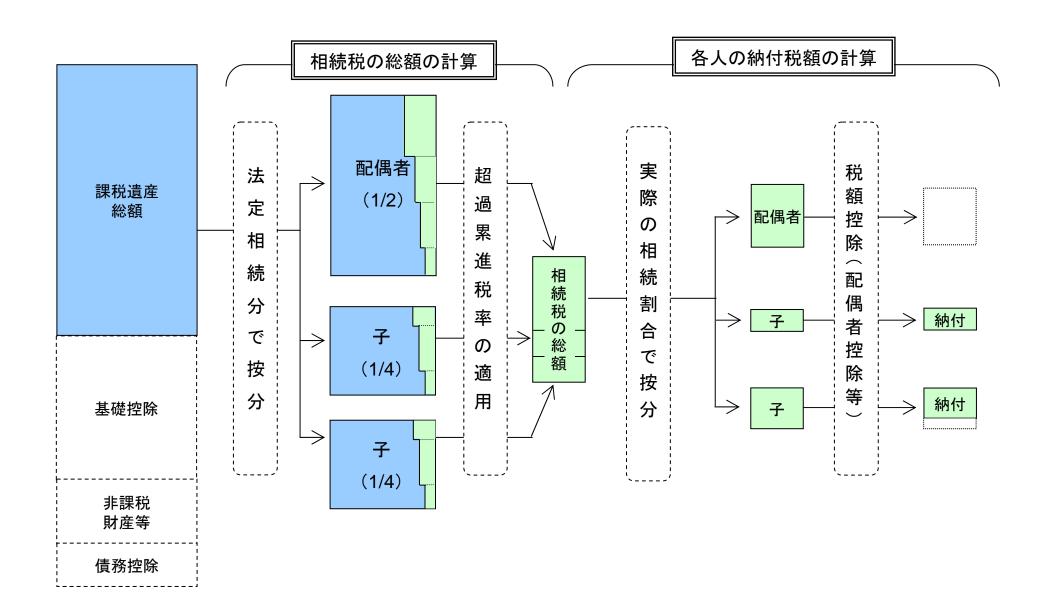
相続税の合計課税価格階級別の課税状況等(平成19年分)

合計課税価格	件	数	納付	税額	平均	平均	負担割合
階級区分	件数	累積割合	税額	累積割合	課税価格 (a)	納付税額 (b)	(b)/(a)
	件	%	億円	%	万円	万円	%
~ 1億円	9,832	21.0	114	0.9	8,286	116	1.4
~ 2億円	22,357	68.8	1,270	11.0	13,990	568	4.1
~ 3億円	6,958	83.6	1,427	22.2	24,191	2,051	8.5
~ 5億円	4,408	93.0	2,193	39.6	37,926	4,975	13.1
~ 7億円	1,439	96.1	1,467	51.2	58,551	10,193	17.4
~ 10億円	929	98.1	1,558	63.5	82,308	16,767	20.4
~ 20億円	693	99.6	2,179	80.8	131,778	31,439	23.9
~ 100億円	195	100.0	1,947	96.2	334,674	99,859	29.8
100億円超	9	100.0	480	100.0	1,684,967	533,700	31.7
合 計	46,820		12,635		22,687	2,699	11.9

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

相続税の仕組み



相続税が課税される財産等

相続財産

個人(注)が相続又は遺贈により 取得した財産のほか、次の財産 が対象

- の 死亡保険金、死亡退職金等のみなし相続財産
- 相続時精算課税に係る 贈与財産

(注) 被相続人が、法人に遺贈 (寄附)した財産は、相続税 の対象外。

課税遺産総額

基礎控除

5,000万円

1.000万円

× 法定相続人数

非課税財産等

債務控除



相続税額の計算の基礎となる金額

非課税財産

- 墓所、霊びょう等
- 死亡保険金·死亡退職金のうち一定の金額 (500万円×法定相続人数)
- 公益事業を行う一定の個人が相続又遺贈 (寄附)により取得した財産で、その公益事業 の用に供するもの
- 相続人が、申告期限までに国や公益法人 等に贈与(寄附)した相続財産

等

課税価格の減額特例

- 〇 小規模宅地等の課税の特例
 - 事業用宅地(400㎡まで80%減額等)
 - 居住用宅地(240㎡まで80%減額)

等

死亡保険金・死亡退職金に係る相続税の非課税

〔制度趣旨〕

○ 死亡保険金に係る相続税の非課税

生命保険制度を通じて<u>貯蓄の増進を図る</u>ほか、 被相続人の死後における相続人の生活の安定等 を考慮して、昭和26年に創設。

〔生命保険金の課税状況(平成19年)〕

- 課税件数 : 11,005件

- 課税額※ : 3,680億円

・1件当たり: 3,344万円

※死亡保険金の非課税適用後

○ 死亡退職金に係る相続税の非課税

被相続人の死後における相続人の生活の安定等を 考慮して昭和27年に創設。

〔死亡退職金の課税状況(平成19年)〕

- 課税件数 : 3.971件

• 課税額※ : 1,752億円

・1件当たり: 4,413万円

※死亡退職金の非課税適用後

[制度の概要]

相続人が取得した死亡保険金・死亡退職金については、それぞれ、法定相続人数×500万円が非課税となる。

死亡保険金 非課税 非課税

500万円 × 法定相続人数

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例

猶予税額が免除される「死亡」以外の場合 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年10月1日 〇 会社の倒産 施行)に基づく経済産業大臣の関与 〇 後継者への贈与 〇 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した 10ヶ月間 5年間 場合(譲渡対価等を上回る税額を免除) 経産大臣の確認 事業承継の計画的な取組 ※遺留分特例の大臣確認とは別制度 事業の継続 相 申 経産大臣の 後継者の 告 認定 代表者であること 期 開 株式等の保有継続等 株式等の保有継続 ・会社、後継者に関 死 始 限 する要件の判定 亡等 ・雇用の8割維持 要件を満たさなく 株式等を譲渡等した場合 申告、担保提供 なった場合 猶予税額 譲渡等した部分に対応す 後継者の相続税額のうち議決権株式等(相続 全額納付 の

後で発行済議決権株式等の2/3に達するまで)の80%

に対応する相続税の<u>納税を猶予</u>

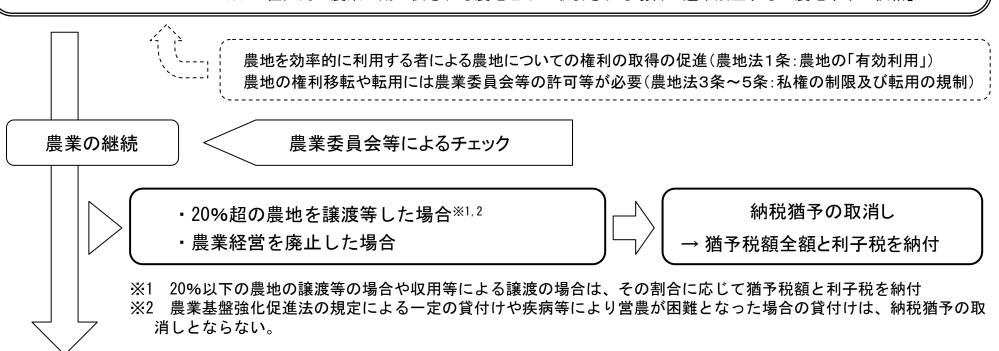
る猶予税額を納付

免除

農地に係る相続税の納税猶予の特例の概要

農地法の枠組み等を踏まえ、相続人が相続により取得し、耕作を行う農地又は貸付け^{※1}を行う農地を対象として、農業投資価格^{※2}を超える部分に係る相続税の納付を猶予

- ※1 農業経営基盤強化促進法の規定による一定の貸付け
- ※2 恒久的に農業の用に供される農地として取引される場合に通常成立する「農地本来の価格」



- 農地の相続人が死亡した場合
- 市街化区域内農地(三大都市圏特定市除く。)については、 相続税の申告期限から20年を経過した場合※ 等

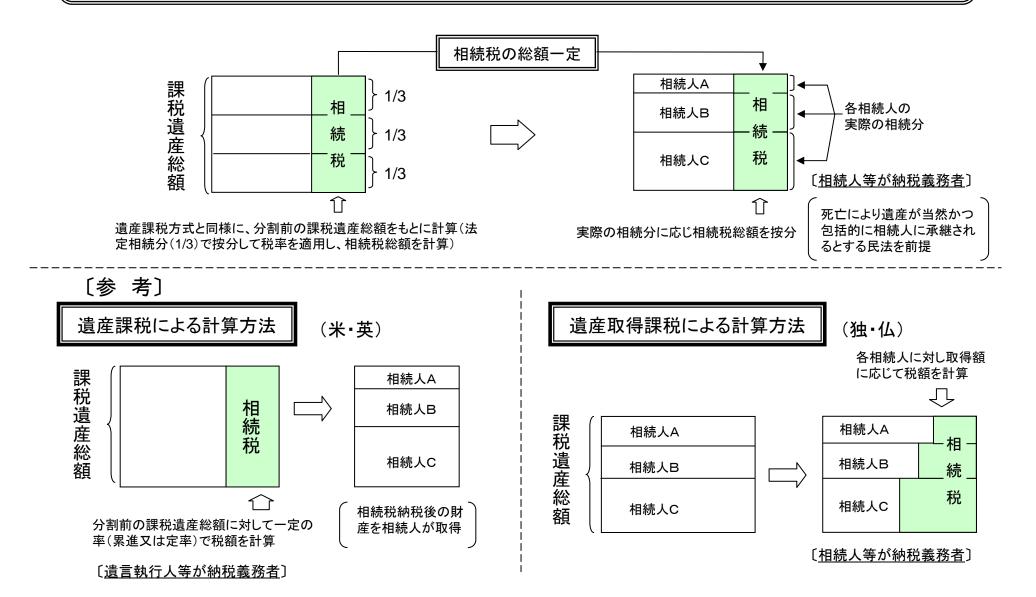


猶予税額の免除

※ 農地法改正 (H21.12.15) 前の相続の場合、三大都市圏特定市の生産緑地を有していない者は、相続税の申告期限から20年で免除と なる。(農業経営基盤強化促進法の規定による一定の貸付けを行った場合を除く。)

我が国の相続税の計算方法のイメージ

我が国の相続税の計算方法は、分割前の課税遺産総額をもとに相続税の総額を計算し、その相続税額を、納税義務者である各相続人の実際の相続分に応じて按分するもの。



贈与税の概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時における時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

1. 計算方法(基礎控除・税率等)

(1) 暦年課税

1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用し贈与税額を計算。

基礎控除:110万円

税 率:10%~50%の累進税率(6段階)

(2) 相続時精算課税

贈与時の税負担を軽減し、相続時に相続税で精算するもの。 贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除を控除した残額について、20%の税率を乗じて贈 与税額を計算。

贈与者が死亡した場合は、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算。

特別控除:累積で2,500万円(贈与者ごと)

税 率:一律20%

適用要件:贈与者:65歳以上

〔住宅特例:年齢要件なし〕

受贈者:贈与者の推定相続人で20歳以上

2. 課税状況(平成20年分)

(1) 暦年課税

申告件数 25.2 万件

贈与財産額 0.8 兆円

納付税額 850 億円

(2) 相続時精算課税

申告件数 7.4万件(うち、住宅特例 2.7万件)

贈与財産額 0.9 兆円 (うち、住宅特例 3.168 億円)

納付税額 189 億円

最近における贈与税の税率構造等の推移

	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 平成4年度改正 (昭和63年1月1日以降適用) (平成4年1月1日以降適用)		平 成 15 年 度 改 正(現 行) (平成15年1月1日以降適用)	
税	<u>7,000万円超</u> (最高税率 75%)	<u>7,000万円超</u> (最高税率 70%)	<u>7,000万円超</u>	<u>1億円超</u>	
率構造	イメージ図	13段階	13段階	6段階 「相続時精算課税」 特別控除額を超える部分について、一律20%	
基礎控除等		110万円 (平成13年1月1日~) 〔相続時精算課税〕 特別控除額:2,500万円(累積)			
最続 税 率の	75%		70%	50%	

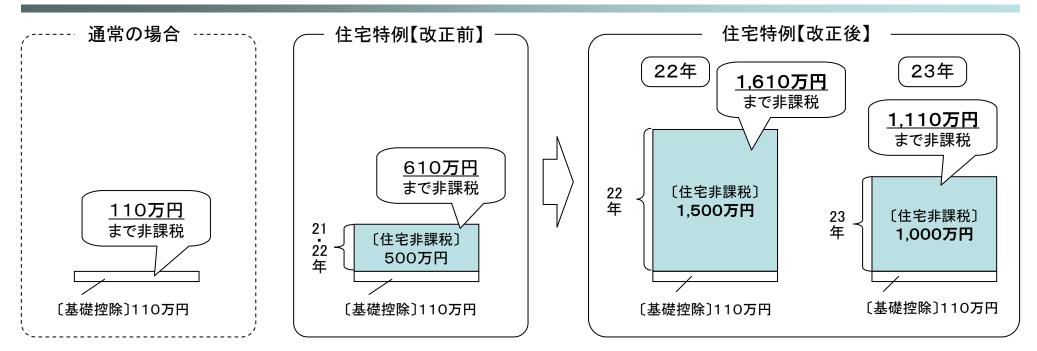
⁽注) 相続時精算課税は、暦年課税との選択制である。

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充

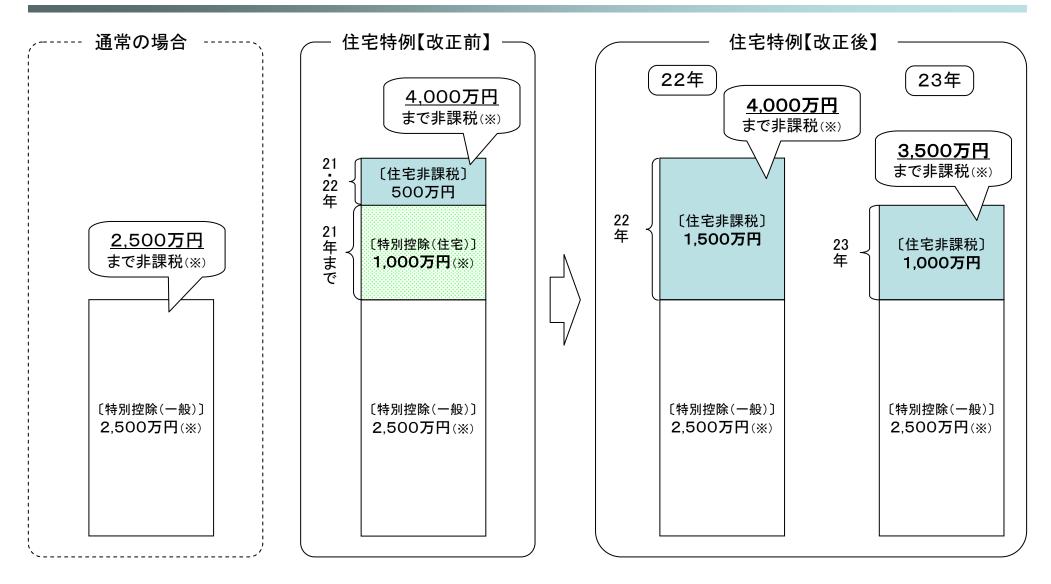
経済対策のための時限措置として、適用対象者をその贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者としたうえ、非課税限度額(改正前:500万円)を次のように引上げ。

- イ 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 ・・・ 1,500万円
- ロ 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 ・・・ 1,000万円
- (注) 平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間の贈与について適用。

暦年課税を選択した場合



- (注)「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額(総所得金額)に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(※)をいう。
 - ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、配当所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額
 - ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の2分の1の金額
 - ※1 申告分離課税の所得がある場合には、その特別控除前の所得金額の合計額を加算。
 - 2 源泉分離課税される利子所得等は加算しない。



- (注)住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特別控除の1,000万円上乗せ特例は、適用期限(平成21年12月31日)をもって廃止。なお、贈与者の年齢要件に係る特例(贈与者が65歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)は、平成23年12月31日まで2年延長。
- (※) 相続時精算課税の特別控除に係る財産は、相続時に相続財産に合算される。

贈与税の課税状況の推移

区分件数		取得財	産 価 額		贈与税額			
		合 計 額	1件当たり	納付税額	1件当たり	(C) ((D)		
年分	(A)	(B)	金額	(C)	金額	(C)∕(B)		
	件	億円	万円	億円	万円	%		
昭和58	320,451	6,649	207.5	703	22.0	10.6		
59	368,661	8,111	220.0	776	21.0	9.6		
60	400,326	8,685	217.0	788	19.7	9.1		
61	420,442	9,606	228.5	1,065	25.3	11.1		
62	505,667	14,185	280.5	1,809	35.8	12.8		
63	459,789	11,098	241.4	1,285	28.0	11.6		
平成元	527,756	21,421	405.9	2,926	55.4	13.7		
2	583,693	25,684	440.0	3,430	58.8	13.4		
3	573,155	20,593	359.3	2,392	41.7	11.6		
4	541,503	16,471	304.2	1,619	29.9	9.8		
5	554,696	17,484	315.2	1,598	28.8	9.1		
6	529,657	15,266	288.2	1,312	24.8	8.6		
7	520,701	14,570	279.8	1,241	23.8	8.5		
8	512,070	14,586	284.9	1,335	26.1	9.1		
9	486,958	14,129	290.2	1,299	26.7	9.2		
10	455,118	13,010	285.9	1,166	25.6	9.0		
11	445,132	12,942	290.8	1,143	25.7	8.8		
12	414,828	11,974	288.6	955	23.0	8.0		
13	376,198	13,457	357.7	811	21.6	6.0		
14	360,594	12,685	351.8	692	19.2	5.5		
15	403,651	23,081	571.8	877	21.7	3.8		
	内 暦 327,144	11,468	350.6	671	20.5	5.9		
	精 78,202	11,613	1,485.0	206	26.4	1.8		
16	403,814	23,101	572.1	966	23.9	4.2		
	内 暦 322,282	11,070	343.5	722	22.4	6.5		
	精 83,690	12,030	1,437.5	244	29.2	2.0		
17	405,332	23,760	586.2	1,159	28.6	4.9		
	内 暦 325,925	11,547	354.3	834	25.6	7.2		
	精 81,641	12,213	1,495.9	324	39.7	2.7		
18	369,763	20,288	548.7	1,183	32.0	5.8		
	内 暦 287,992	9,424	327.2	897	31.1	9.5		
	精 83,290	10,864	1,304.4	286	34.4	2.6		
19	358,832	20,538	572.4	1,074	29.9	5.2		
	内 暦 270,857	8,660	319.7	799	29.5	9.2		
	精 89,571	11,878	1,326.1	274	30.6	2.3		
20	325,060	17,581	540.8	1,039	32.0	5.9		
	内 暦 252,403	8,237	326.3	850	33.7	10.3		
	精 74,138	9,344	1,260.4	189	25.5	2.0		

- (備考) 1.この表の計数は、「国税庁統計年報書」による(平成20年分は速報値)。
 - 2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。
 - 3. 取得財産価額には更正・決定分を含む。また、贈与税額には納税猶予適用分を含まない。 4. 内書の「暦」は暦年課税分に係る計数であり、「精」は相続時精算課税分に係る計数である。

定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価方法の見直し

定期金に関する権利の評価における割合・倍数は、昭和25年当時の金利・平均寿命などを基に算定しており、近年では、金利の低下や平均寿命の伸長により、現行の評価方法による評価額と実際の受取額の現在価値とが乖離。この乖離に着目して、定期金に関する権利の取得後に一時金受取りへの変更や解約ができる高額な一時払個人年金も販売されており、課税の適正化の観点から、平成22年度改正において評価方法を見直し。

改正前

- 1. 給付事由が発生しているもの
- (例) 有期定期金の場合 次の①、②のいずれか少ない金額
 - ① 給付金額の総額
 - × 残存期間に応じた割合(20~70%)
 - ② 1年間に受けるべき金額 × 15倍
- 2. 給付事由が発生していないもの 払込済保険料等(総額)
 - × 払込開始の時からの経過期間 に応じた割合(90~120%)

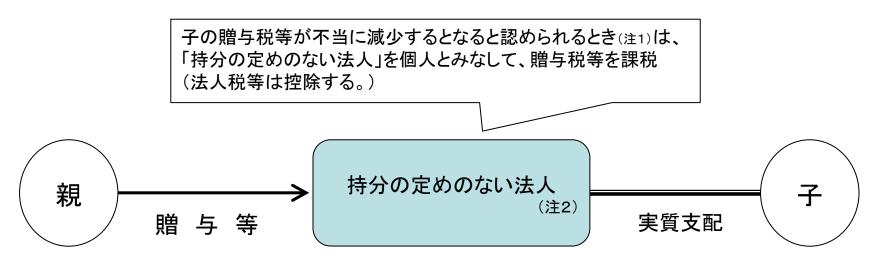
改正後

- 1. 給付事由が発生しているもの
- (例) 有期定期金の場合 次の①~③のいずれか多い金額
 - ① 解約返戻金相当額
 - ② 一時金相当額
 - ③ 1年間に受けるべき金額
 - × 予定利率等の複利年金現価率 (残存期間に応ずるもの)
- 2. 給付事由が発生していないもの原則として、解約返戻金相当額
- (注) 1. 上記1は原則として平成23年4月1日以後の、上記2は平成22年4月1日以後の相続・贈与について適用。
 - 2. 「定期金」とは、個人年金保険など、年金形式で受け取るものをいい、給付事由の発生により年金等の受給が開始される。
 - 3. 複利年金現価率とは、一定期間、一定金額を受け取るためには、今いくらの元本があればよいかを求める際に用いる率をいう。



持分の定めのない法人への贈与等を通じた贈与税等の租税回避防止措置

【例】

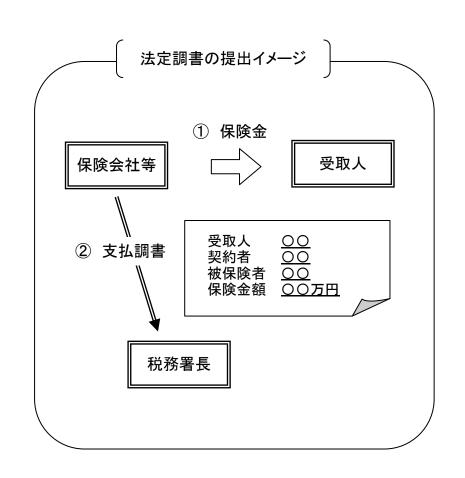


- (注1) 形式的には親から法人に財産の贈与等があった場合でも、実質的には子が法人の支配を通じて当該財産を取得した と認められる場合などをいう。
- (注2) 一般社団・財団法人、持分の定めのない医療法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人等をいう。
- (注3) 人格のない社団・財団については、贈与税等の不当減少の有無にかかわりなく、贈与税等が課される(法人税等は控除する。)。

相続税・贈与税の法定調書

相続税・贈与税の適正な課税のため、相続税法において以下の調書の提出を規定。

種類	提出義務者	提出事由	記載内容	
生命保険金の 支払調書	· 保険会社等	死亡保険金等	・受取人の住所・氏名 ・保険契約者の住所・氏名 ・被保険者の住所・氏名	
損害保険金の 支払調書	KKA II 4	の支払い	•保険金額 等	
死亡退職金等の 支払調書	支給者	死亡退職金等 の支給	・受給者の住所・氏名 ・退職者の住所・氏名 ・退職手当金等の金額 等	
信託の受益者等 の調書	受託者	・信託の効力発生 ・受益者の変更 ・信託の終了 ・信託に関する権利 の内容の変更	・受益者の住所・氏名 ・委託者の住所・氏名 ・信託財産の種類・価額 等	



- (注)1. 各調書は、提出事由が生じた月の翌月15日まで(信託に関する受益者別(委託者別)調書については翌月末日まで)に、調書を作成した営業所等の 所轄税務署長に提出。
 - 2. 上記を含め、各税法において計54種類の調書が規定されている。